

## 西脇市子ども・子育て会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西脇市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、5名の先着順とする。ただし、会長は会議開催会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（様式第1号）に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻の20分前から10分前までにおいて先着順で行うものとする。

(傍聴証)

第4条 傍聴者に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（様式第2号）を交付する。ただし、傍聴希望者が第2条の定員を超えるときは、くじにより定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴者を決定する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類（当該機能を有するパソコン及び携帯型情報端末を含む。）を携帯している者（報道関係者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話の電源は切ること。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(傍聴違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要綱の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(規律)

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。